新国道開通

旧国道の交通難緩和に

待望の新国道百二十六号線が去る十二月十五日、光、横芝両町合同で、県関係者を始め、町長、町議会議員、各種団体長列席のもとで、盛大に開通式典が挙行されました。

これに伴って橋場商店街を通過しておりました車が集中して新国道を通ることになりますので、町では通行の安全を確保するために交差点に信号機を設置するように関係方面に運動をしております。

信号機が出来るまでの間は横断通行にじゅう分注意しましょう。

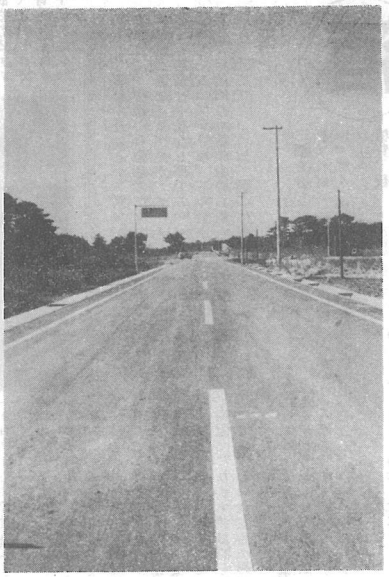

……開通なった新国道……

入院七百四十七名

昨年の患者から

寄稿

東陽病院には、どんな患者さんが入院しているか、一般のかたがたはあまりご存知ないと思うので、病院の活動を知っていただく為にもまたこの地方にはどんな病気が多いかなどを知っていただくのにご参考になるかと考えて発表させていただくこととしました。

昭和四十二年四月から十二月までのあいだに入院された患者の数は七百四十七名でした。

このうち、数の上で最も多かったのは消化器の疾患で、二百四十六名となっています。そのなかでも急に腹部のいたみで始まる、いわゆる急性腹症に入るものが多く虫垂炎（つまり盲腸炎）は虫垂炎最も多く、肝臓、すい臓、結腸、子宮癌がそれぞれ数名ありました。このなかで手術をうけられた方は三分の一であって、その他の三分の二の方だけで四十名あり、胃癌が

（東陽病院長村上泰邦）

方はいわゆる手おくれで手術も不可能でした。光町でも数年前から胃癌の検診を行っており、手おくれにならぬように努力していますが、現実はまだこの程度で、更にこの方面の啓蒙等が望まれます。外傷で入院された方は六十八名あり、そのうち頭部の障害はその三分の一でした。この大部分が交通事故によるもので、現代の世相が示されたのは残念です。

また、分娩のため入院された方が多く百五十九名に達しましたが、ようやく自宅分娩から病院での出産へと移り変りつつあるように思われます。心臓血管などの循環器の病気でも二十名の方が入院治療されていますが、これはこの方面での病気では自宅治療のかたも多いため、数の上では比較的少なかったかと思われました。

このほか、さまざまの病気のかたが入院されましたが、右にのべた事が数の上から見た場合目立った事でした。

以上のことは、この地域においての病気の発生と同時に病院の性格をも示していると解せられ、今後の参考としたいと考えています。

正小作料改定

農地法の一部改正により去る九月一日小作料の最高額が田にあっては四倍、畑にあっては二倍半に引き上げられました。この改正は本年産の生産者米価、推定生産費等を勘案、定められたもので本年度以降の小作料から適用されます。尚農業委員会ではこの基準改正に伴い過日公民館で地区別に契約書の書換え事務を行ないましたが、当日都合悪くも書換えをされなかった契約者の方は只今役場で修正事務を受付けていますから貸主も借主も共に契約書を持参の上、手続きをして下さい。

成人と国民年金

満二十才のみなさん成人おめでとうございます。法律的にも社会的にも、一人前の人間としての扱いを受け、名実ともに社会人としてスタートするわけですが、この実社会へのスタートにあたっては、成人としての権利を得るとともに義務も課せられることになります。国民年金に加入しなければならない義務もその一つといえましょう。国民年金は、二十才から五十九才までの日本国民で、厚生年金保険など、職域の年金制度に加入していない人たちは、必ず加入しなければならないこととされており加入したときは、毎月、二百円（三十五才から二百五十円）の保険料をかけなければなりません。この国民年金制度は将来の老令、廃疾、死亡によって国民の経済生活がそこなわれる不安な生活を年金によって保障しようとする制度であって全国民を対象に国が行なっている事業です。二十才になったばかりの若い人は、年金というものは遠い将来のものであると考えられがちですが、今からその準備をしておくということが大切です。国民年金の加入については、消極的であるというのが実情のようですが、自分自身の老後の保障については、若いうちから少しずつの準備をしていく心がけが必要です。

また最近のように交通事故が多いことを考えると、老後のことだけでなく、いつどういう事故にそう遇するかも知れません。

このようなときには障害年金や、遺児年金などの年金給付によって保障されることがありますから「成人の日」を機会に、もう一度国民年金制度の存在の意義を考えてみたいものです。国民年金に加入していない方は、成人の日を期に、ぜひ国民年金に加入する手続きを行ってください。

加入の手続きは印鑑持参の上役場年金係の窓口においでになれば簡単に行うことができます。その他の書類は係に備えつけられています。

編集室の窓から

広報編集委員長
助役　川島克己

一千九百六十八年の初春をむかえ、おめでとうございます。

ひかり広報は、有線放送とともに、皆さんへの連絡やお知らせの手段としてかけがえのない立場にあります。広報活動は過去を振りかえり、未来を展望しながら、みなさんの要求と、広報すべきものとを選択し、効果的に行なわれるべきものであります。

広報の方法としては多種多様な型式がありますが、ひかり広報には十年間の実績をもとに、なお一層努力をかさねて新聞広報としての責任を果したいと存します。

皆さんのご意見が、じゅう分に「ひかり広報」の紙面に反映するために、役場内の事務分担をつぎのようにお知らせいたしますのでご参考にしてください。

収入役室　現金物品の出納保管、決算報告、県収入印紙や会計についてのこと。

総務課　役場事務の連絡調整職員の研修、公印管守議会、監査、条例、予算町有財産に関することなど、

住民課　戸籍、住民台帳、印かん登録、埋火葬、自衛隊、有線放送、主要食糧の配給国民年金、国保の届出など、

税務課　町県民税固定資産税軽自動車税国保税についての申告、賦課、評価徴収や名寄帳などについて、

民生課　国保の給付、予防注射環境整備など保健衛生、生活保護や青少年活動などの福祉厚生についてのこと。

産業課　農地農政、土地改良、食糧増産、畜産振興、病害虫防除、商工業観光など産業の振興についてのこと。

建設課　道路、橋、河川、用排水路、町の建造物の建設工事の検査、町営住宅の維持管理についてのことなど。

企画室　町の総合開発計画、国勢調査などの諸統計、事務の研究改善について、

教育委員会　学校教育の運営、社会教育の振興、文化財の保護、小中学校施設設備の維持管理など。

農業委員会　農地の転用登記事務、農政や農業後継者の対策などについてのこと。

農地集団化附帯
農道事業始まる

かねて、計画中でありました篠本三区、二又、市野原の一部（三十五ヘクタール）を受益地とする農地の交換分合が進められています。

これらの附帯事業として、農道事業が総事業費五百五万円で実施されるに当り、その一部工事の入札が去る十一月十三日役場会議室で行なわれた結果、光町木戸八、一三八番地小川建設工業株式会社が三百十五万円で請負、昭和四十三年三月十日完成を目指して現在進められております。

又、追加工事として、芝張U字溝等が計画されております。

尚、道路延長約七百六十四メートル、総巾員四、五メートルで、これらの補助率は、国四十五%、県が十%、町十%、部落負担が三十五%で行なわれます。

家畜人工授精所を利用しましょう

精奨励のため町内利用者には五〇〇円を交付し、一回で受胎しないときは三回まで責任をもって種付します。乳牛もいつでも間に合うように用意してありますのでどしどし利用ください。

人工授精で優秀な畜産家に！

町では東陽家畜人工授精所に養豚家の品種改良増殖を促進するため大ヨーク一頭、中ヨーク一頭、ランド三頭の種雄豚を用意し、いつでも需要に応じられるようにしております。種付料は一頭について二、〇〇〇円ですが、人工授

家庭における危険物の取扱

プロパンガスと石油は、ここ数年の間に、家庭の燃料用としても、めざましい普及をみせています。ところがこれらの危険物に対して正しい取扱い方について、あまり知られておりません。又これらが火災の原因となることが少なくありませんので取扱上の注意についてお知らせしましょう。

一、プロパンについて

プロパンのガスの事故といえば、まずガス洩れによる爆発で火事のもとになります。これを防ぐことが第一ですが万一、ガスが洩れた場合でもこのガスの特性を良くつかんで適切な処理をすることが肝心です。

一、ガス洩れを防ぐには、

㋐ガスの容器が例れないように、しっかり固定しておくこと。

㋑安全弁や調整器等、専門家以外に操作してはいけない部分は絶対にいじらないこと。

㋒ゴム管は十分に差し込んで、必ずホースバンドをつけること。

㋓普段使わないガス栓は、きっちりとしめて、ゴムキャップをかぶせておくこと。

㋔古いゴム管やビニール管は使わないこと。

㋕点火の際、全部の炎口に火がついているのを確認すること。

㋖コンロ等の使用中に、物のふきこぼれ等のため火が消え、ガス洩れとなることがあるので注意すること。

㋗使用後は必ず元栓をきっちりとしめること。

二、石油について

石油による事故は、燃焼器具の故障や転倒によって流れ出した石油に火が着いて火事になる等、石油を使用する器具の取扱い上の不注意によるものが多くなっています。

火災の場合水での消火が困難なため出火とともに火勢が拡がりやすいので、日頃から器具の正しい取扱い方と、事故の時の正しい処置のとり方を十分心得ておいていただきたいものです。

一、器具の正しい使い方

㋐狭い場所では使用しないこと、また器具の周囲にもえやすいものをおかないこと。

㋑点火の際は燃え方が安定するまで、傍をはなれないこと。

㋒使用中（点火中）には絶対に給油しないこと。

㋓火をつけたまま持ち運びしないこと。

㋔使用後は必ず消火を確認すること。

㋕どんな簡単な故障でも、すぐ修理をしておくこと。

㋖燃料を間違えないこと（無色透明の白灯油を使うこと）

㋗給油用の燃料は、火元から離れた安全な場所に保管すること。

文化財を守りましょう

文化財はわが国の文化の、それぞれに発展段階における国民的所産であって、歴史上芸術上、又は学術上価値が高く、これらの正しい理解のために欠くことのできないものです。いずれも末永く保存する認識を深める運動をしています。町民一人一人がこの運動に参加し文化財の愛護精神の向上に努めることが大切です。

あることは見のがすことが出来ません。一月二十六日は、「文化財防火デー」です。この日は文化財保護委員会と消防庁が合同で、文化財所有者管理責任者等に対し防火に対する認識を深める運動をしています。町民一人一人がこの運動に参加し文化財の愛護精神の向上に努めることが大切です。